

問12-2-2〔自立助長の妨げとなる借家等に居住する者への助言等について〕

借家等に居住する被保護者に対し、食料や日用品、家具什器等の購入・貸与、生活支援サービス利用の強要や著しく高額な共益費等の請求などが行われていることを確認した場合、どのように取り扱ったらよいか。

〔答〕訪問活動等によって、物品の購入や貸与、生活支援サービスなどの居室の提供以外のサービス利用の強要や、著しく高額な共益費等の請求、通帳・身分証明書を取り上げられるなどの不当な行為が認められる場合、居住地が就労の場所から遠距離に

（新設）

あることから通勤が著しく困難である場合など、被保護者の自立の助長を阻害する状況にあり、転居が適当と判断した場合には、適切な居住環境への転居を促すなど、必要な支援をされたい。

また、居室の提供以外のサービス利用及び費用を支払う契約等については、契約等の内容、勧誘時の説明や経緯などによっては、民法や消費者契約法を始めとする法令により取消又は無効とすることができる場合があるため、法テラスや無料法律相談等の利用を勧奨するなど、必要な助言をされたい。

東京都知事 小池 百合子 様

優先整備2路線の見直し・中止を求める申入書

小金井市において、東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)は市政の重要課題のひとつになっている。第四次事業化計画策定時のパブリックコメントでは、個別路線についての意見 3,443 件のうち 2,110 件が 2 路線に関するものであり、うち 2,041 件(96.7%)が廃止・見直しを求めている。また、これまでに小金井市議会は、東京都に中止や見直しなどを求める意見書を 11 回可決・送付してきた。パブリックコメントなどで示された民意や市議会の意思は廃止・見直しである。

2022 年 11 月の市長選挙で、「はけを分断する 2 路線の都市計画道の中止・見直しを求めること」を掲げ当選した白井亨市長は、就任後の 2023 年および 2024 年の施政方針において、4 つの重要課題のひとつとして優先整備路線をあげ、「施行者である東京都に対し事業化の中止を求める要望書を提出するなど、今後も、はけと野川を守り、豊かな暮らしや文化を後世に継承していくため、適切に対応していきたい」としている。要望書は「調整中」のため貴庁に提出できていないが、市議会でも「2 路線の中止を求める意思は変わらない」と発言しその意志を堅持し続けている。2024 年第 1 回定例会で、白井市長は、2 路線の中止を求める要望書を提出するため、優先整備 2 路線についても市独自の検証を始め、総合的に判断すると示したところである。

よって以下 2 点を求める。

- 1 小金井市長が要望書を提出するまで、小金井都市計画道路 3・4・1 号線、小金井都市計画道路 3・4・11 号線外に要する経費を執行しないこと
- 2 次期事業化計画では優先整備路線に選定せず、事業を中止すること

2024 年 5 月 9 日

小金井市議会議員 水上洋志 たゆ久貴 森戸洋子
片山かおる 渡辺大三 高木章成
水谷たかこ 安田けいこ 坂井えつ子